

公益財団法人東京都スポーツ協会 理事の職務権限等に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都スポーツ協会(以下「協会」という。)定款(以下「定款」という。)第26条第2項及び同条第3項の規定に基づき、理事の職務権限及び所掌業務を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び本協会が定める規程等を順守し、誠実に職務を執行し、協力して定款に定める協会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限等

(理 事)

第3条 理事は理事会を組織し、法令又は定款の定めるところにより、協会の業務の執行の決定に参画する。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本協会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副理事長)

第5条 副理事長は業務執行理事として、理事長を補佐し、下記のとおり協会の業務を分担執行する。

- (1) 競技力の向上に関すること
- (2) 東京都スポーツ大会及びスポーツフェスティバル東京に関すること
- (3) スポーツ指導者の育成に関すること
- (4) 地域スポーツ組織の基盤整備に関すること
- (5) 運営会議において重要事項の検討を行うこと

2 業務執行理事の業務分担は理事長が決定する。

3 毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第6条 専務理事は別表に掲げる職務権限を行うとともに、業務執行理事として、理事長を補佐し、協会の業務を分担執行する。

- (1) 国民スポーツ大会の選手役員の派遣に関する事
- (2) 各種表彰、研修の実施に関する事
- (3) スポーツ少年団に関する事
- (4) 運営会議において重要事項の検討を行なう事

2 毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(代行順序の決定)

第7条 理事長に事故あるとき又は欠けたときの代行順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補 則

(本規程の改正)

第8条 この規程は理事会の議決によって改正することができる。

附 則

この規程は、平成23年6月24日理事会議決により決定

附 則

この規程は、公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月4日理事会議決により一部改正(団体名称)し、令和6年4月1日から施行する。

ただし、規程第5条(2)に記載する大会名称は、令和6年7月以降から施行する。

別表 理事の職務権限

項 目	理事長	専務理事
法人運営の基本方針	重要方針の立案	一般方針の立案
事業計画	重要な施策に係る計画の策定	定例的な施策に係る計画の策定
会 議	評議員会、理事会、運営会議、加盟団体代表者会議の運営	評議員会、理事会、運営会議、加盟団体代表者会議の運営の補助
予算、決算	編成の基本方針	予算の編成、配当
人 事	職員の任免（専務理事が専決する場合を除く。）及び懲戒	臨時職員の任免、職員の服務管理及び職員の配置
訴 訟	訴訟の提起・応訴、和解	
経 理	一般寄付の受け入れ 補助金・分担金の交付申請 1,000 万円以上の契約	補助金、分担金、負担金の収入支出の決定 1,000 万円未満の契約

専務理事の職務権限については、理事会が別に定める規程により事務局職員に委任することができる。